第二章　民俗芸能

第一節　神　楽

一　神楽とは

神楽とは、『招魂・鎮魂の神祭に奏される芸能』で、神座を設けて神々を勧請し、その前で鎮魂・清め・祓いなどの祭祀を行った。

神楽の語源は、神座の約音（かんぐら・かぐら）とするのが定説となっている。神楽は『人間の生命力の強化と復活をはかるための祭祀である。』（日本民俗大辞典・吉川弘文館）

生命力の強化と復活をはかる祭祀は長命を祈る神事となり、五穀豊穣の予祝や感謝の祭りに結びつき、人の生命を損なう疫病・災難を追い払う祈りへと生活の平安を願う今日の最も伝統的でしかも身近な芸能となった。

二　宮廷神楽と里神楽

宮廷神楽は内侍所御神楽、あるいは御神楽といい、御神楽は天の岩戸の天鈿女命の神がかりの系統を引く舞など、さまざまな芸能が統合されてできあがった。御神楽が完成をみるのは、平安時代中期の一〇〇二年に成立したといわれる（日本民俗大辞典）。

現在も毎年十二月中旬に宮中賢所の前庭に庭火を焚いて行われる。宮内庁楽部の人たちによって舞楽などとともに伝承されている。古代の歌謡や神楽歌をうたうことが主である。

宮廷内の御神楽に対して民間で行われてきた神楽を里神楽という。里神楽は今日、全国津々浦々まで伝承され、しかもその内容も地方で異なりいろいろ種類がある。

『日本民俗大辞典』（吉川弘文館）によると、その基本形態のうえから四種（四系統）に分類されている。

①巫女神楽

神に仕える巫女によって、清めや神おろしやさまざまな祈祷のために舞われる神楽。巫女舞、神子舞などの名称がある。もとは巫女が神がかりして託宣を行う前に、鈴・扇・幣・榊笹などを持ち清めの舞や神おろしの舞を舞った。

また神楽の施主（祈祷者）の長寿・健康・富・名誉などの現世利益の祈祷のためにも舞われた。

②採物神楽

神を勧請するための素面の採物舞と仮面をつけた神々や、悪霊・鬼などが登場する仮面舞から構成される神楽。仮面の舞が特に神話に題材をとった岩戸開きや大蛇退治に重きをおいているところから岩戸神楽・神代神楽などの名もある。

③湯立神楽

湯立は祭場の中心にすえた湯釜に湯をたぎらせ、その湯を振りかけることによって気を祓い清める呪法で、神楽の中に取り入れられた。湯立神楽の典型が伊勢系神楽の

分類もある。

④獅子神楽

獅子頭の呪力によって悪魔ばらい・火伏せ・息災延命を祈祷する神楽。獅子舞ともいうが、一頭二人立ちで、風流系一人立ちの獅子舞とは区別される。東北地方の山伏神楽・番神楽・伊勢太神楽などがある。

田中丸勝彦氏は分類を

①巫女神楽

巫女が舞う神楽

②出雲系神楽

出雲の佐陀大社の神楽が全国に伝わったもので、神話を本にした神楽（大蛇退治・岩戸開き）。

③伊勢系神楽

契や祓い伊勢神宮に行われた湯立に代表される神楽。

④獅子神楽

獅子頭を回しながら悪魔祓い・火伏せや息災延命を祈祷する神楽。獅子舞とも呼ばれる。

本田安次氏は前記　分類の②を出雲流・③を伊勢流神楽としている。

三　豊前岩戸神楽

(一)　沿　革

九州には神楽が数多く分布し、その代表的な神楽として日向の高千穂神楽がよく知られている。旧豊前国にも多くの神楽が分布しており総称して豊前神楽と呼んでいる。また、最後に天岩戸開きを演じることから別名豊前岩戸神楽とも称している。

旧豊前国は現北九州市門司区から田川市・郡を含めた周防灘に面する地域・大分県宇佐市・郡まで、広く分布して盛んに舞われている。

豊前神楽の成立期は定かではないが、宮廷の「御神楽」制定が平安時代の中期であることから、里神楽の起源はこれより後であり、早くて一五世紀から一六世紀（鎌倉時代より室町時代）にかけてではないかと言われている。

明治維新後、新政府による神道国教化政策の中で、明治四年、神道は国家の宗祀となり、「祭政一致之意ニ基キ祭典式府県藩一定之事」などの通達で神社祭式の統一が急がれ、更に社領上地、社家世襲廃止と社家の執奏禁止は、地方神職に大きな変革をもたらした。このことにより社家神楽は廃止の已むなきに至り、神楽の保持者は神主から氏子へと移された。豊前地区でも氏子の青年たちに神楽を伝授して、神楽講の育成につとめた。

次の図67に表された神楽の数は八七、その後、宇留津・八田・有久・成恒・沓川・津田・口ノ林の七講社の存在が明らかになった。現在

も存続している講社が約五四と言われている。

調査の範囲では明治以降に「大字」を単位に神楽講（社）がつくられている。大正から昭和にかけて熱心な指導者により豊前神楽は広められている。豊前の神楽は英彦山と求菩提山の線に沿い旧築城郡と旧上毛郡を堺として東西半々に区別していると言ってよい。

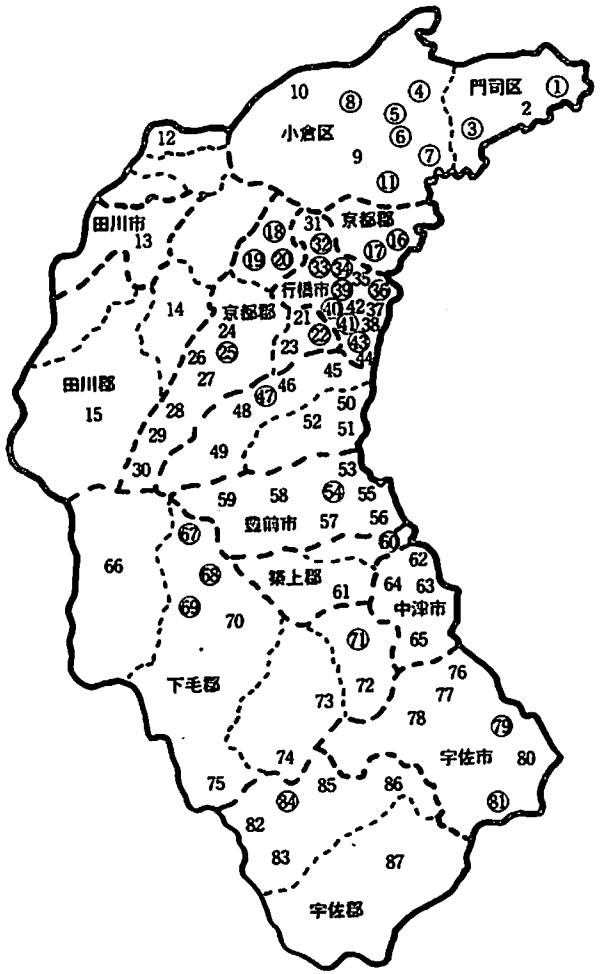

図67　豊前国神楽分布図　橋本幸作「豊前の神楽」英夜古文化第二十六号発行（昭和57年4月）

（神楽分布図の説明）○は最近舞った形跡なし
①大里　2大橋　③伊川（以上門司区）④富野　⑤石田　⑥鳥田　⑦吉田　⑧横山　9横代　10合馬　⑪竹桐（以上小倉区）　12上野　13宮尾　14大内田　15津野（以上田川郡市）　⑯南原　⑰与原　⑱池田　⑲久保　⑳黒田　21国作　㉒下原　23光富　24上高屋　㉕祝持　26畑迫　27横武　28下伊良原　29上伊良原　30鶴谷（以上京都郡）　31徳永　㉜下崎　㉝二塚　㉞上稗田　35下稗田　㊱下正路　37今井　38元永　㊴崎野　㊵長江　㊶草場　42道場寺　㊸京徳永　44福原　（以上行橋市）45赤幡　46伝法寺　㊼松丸　48椎原　49京田　50湊　51小原　52岩丸（以上築上郡西郡）　53中村　㊹畑　55大村　56三毛門　57黒土　58山内　59岩屋（以上豊前市）　㊻土原　61友枝（以上築上郡京郡）　62塩塚　63植野　64相原　65福島（以上中津市）　66山国　㊼春原口　㊽大野　㊾横山路　70戸原　㉑佐知　72深秤　73東屋形　74京谷　75家枝（以上下毛郡）　76高家　77時枝　78下鼎生　㊿尾永井　80住之江　㉑矢部（以上宇佐市）　82十ヶ平　83栄鮎　㉒大門　85日ノ岳　86北山　87安心院（以上宇佐郡）

豊前神楽の発生の流れを大きく分けて「東谷・稗田・下崎・赤幡・岩戸見神社・上伊良原・大富神社・佐知・植野・深秤（みなくま）・日の岳」の一一カ所、中でも大きな系統は①築城郡の岩戸見神社宮司熊谷房重氏の教えを受けた豊前西部でも代表的な赤幡系の流れのもの、②上毛郡の大富神社神職より伝承されたもの、③下毛郡の佐知の佐助さ

ん（広沢松太郎）に習ったものが代表的発祥の神楽で、今日の豊前地方の神楽を広め盛んにした。

また「承認書を下付せられた神楽講」は旧築上郡では一三神楽講であった。（表6）旧築上郡内の神楽講は「福岡県神社庁築上支部神楽規則」（昭和二十三年九月改正）に従い、活動した（資料一）。

資料一　福岡縣神社廳築上支部神樂規則（昭和二十三年九月改正）

第一條　本神樂講ハ福岡縣神社廳築上支部（以下支部又ハ支部長ト云フ）ニ所屬シ各所在ノ氏神ノ奏樂恰人トス

第二條　本神樂講員（以下講員ト云フ）ハ福岡縣神社廳ノ承認ヲ受ケネバナラナイ（承認書ハ一号樣式ニヨッテ下附申請）

第三條　講員ニハ二号樣式ニヨル承認書ヲ下附スル　但シ承認書ヲ紛失又ハ甚ダシク汚損シタ場合ハ所屬宮司ノ証明書ヲ附シ再下附ヲ申請セネバナラナイ

第四條　左ノ各項ニ該當スル者ハ講員タル事ガ出來ナイ
一、氏神ニ對シテ氏子トシテノ義務奉仕ヲ果サナイ者
二、平素敬神ノ念薄ナク且ツ素行眞摯ヲ缺キ常ニ氏子ヨリ卑下（ヒゲ）サレテ居ル者

第五條　講員ハ神樂奉奏ノ際ハ常ニ承認書ヲ持參セネバナラナイ

第六條　講員中ヨリ講長ヲ定メ其ノ住所、氏名、生年月日ヲ支部長ニ届ケテ置カネバナラナイ
（註）其ノ筋カラ國査ヲ依頼サレタ場合ニ必要ガアル

第七條　祭典ノ恐仕ナキ神社若クハ場所デハ何人ノ依頼ニヨルトモ猥リニ神樂ノ奉奏シテハナラナイ（倉併跡地ノ神社工場、個人ノ家等）
（註）神樂ヲ招ネキ神離ヲ逆テテ祭儀ヲ行ヘバヨイ

第八條　神樂講ハ他ノ氏子若クハ崇敬者ヨリ神樂奉奏ノ依頼ヲ受ケタ時ハ當該宮司ノ承認ノナイ限リソノ依頼ニ應ジテハナラナイ
（註）氏子總代ハ宮司ヨリ承認書ヲ貰ヒコレヲ持ッテ神樂講長ニ依頼ヲセネバナラナイ（宮司ハ規定ノ書式ニヨルコト）

第九條　神樂奉奏ノ際ハ神納金トシテ左記ノ通リ宮司ニ納付スルコト此ノ神納金ハ當該神社ノ（特別用途指定資金）トスル
一、奉奏料ノ一割
但シ奉納神樂ノ分ヲ含ム
（註）領収証ハ當該宮司捺印ノモノ

第十條　神樂講ハ既定ノ初穂料ヲ妄リニ低減シ又ハ割約ヲ斎スガ如キ條件等ニテ他講ヲ排斥講誘シ相互競爭ノ行為ガアッテハナラナイ

第十一條　神樂ハ神代ニ起源ヲ發シ惟神ノ作法ヲ傳ヘテ神慮ヲ慰メ奉ル神人和樂ノ行事デアルガ故ニ妄リニ自己考案ニマカセ興色化シタリスハ演劇類似ノ所作振舞ガアッテハナラナイ「例ヘバ」
一、蛇退治ノ神樂ニ於テ酒者ニ扮シ醜態ヲ携ヘテ登場シ殊更ニ之レヲ座興的ニ滑稽化スル所作ヲナシテハナラナイ
二、（前先神樂等）ニ於テ青年ニ面及ビ装束ヲ貸與シ一座ヲ座興的ニ振舞フ習慣ガアル此ノ時ハ講員ハ登場奉奏ヲシテハナラナイ

第十二條　講員ハ常ニ神明ニ奉仕スル者トシテ品位ヲ持シ特ニ神樂奏中ハ言語動作ヲ謹ミ苟クモ不敬不信ニ亘ルヤウナ行動ガアッテハナラナイ
（註）噺方ガ煙草ヲクワエタママ奏ヲ見ウケル事ガアル

第十三條　講員ハ神樂奉奏中ハ必ズ白衣、袴ヲ着用スルコト
（註）神樂者　噺方　ト雖モ講員ナルガ故ニ同樣

第十四條　各神樂講ノ講員數ハ最小限九名ヲ下ッテハナラナイ
（註）地割神樂六人奉仕、奏樂（噺方）三人奉仕神迎神樂
附記　神樂奉奏初穂料ハ時季ニ應ジテ協議ノ上之レヲ定ムル

承認書を下付せられた神楽講			
神　楽	専属神社名	奉仕官司氏名乃住所	代表者氏名乃現住所
寒田神楽	山森神社	熊谷秋平　上成井村伝法寺	島崎利吉　上成井村寒田
伝法寺神楽	岩戸見神社	同	野正多市　同村　傳法寺
赤幡神楽	八幡神社	神　太　下城井村上深野	村上一房　下城井村赤幡
奈古神楽	葛城神社	上田盤彦　葛城村奈古	山本保吉　葛城村奈古
小原神楽	正八幡神社	生田敏雄　椎田町浜宮	西田槌太郎　西角田村小原
中村神楽	角田八幡神社	同	則尾増太郎　角田村中村
大村神楽	琴牧神社	清原宗嗣　山田村鳥越	平木耕作　八屋町大村
山内神楽	吹八幡神社	初山吉丸　横武村山内	坪根文市　横武村山内
岩屋神楽	国玉神社	廣澤義彰　岩屋村求菩提	林　梅次郎　岩屋村仲畑
友枝神楽	八社神社	栩成茂治郎　友枝村東上	太田　修　友枝村東下
黒土神楽	千東神社	竹井　清　黒土村久路土	本戸敬次郎　黒土村岸井
三毛門神楽	春日神社	熊谷房義　宮原町吹出之濱	鈴木岡夫　三毛門村三毛門
土屋神楽	宝　神社	同	宮房宗次　吉富町土屋

（神式部氏提供）

表6　承認書を下付せられた神楽講（昭和23年9月改正）

第壹拾四號

承認證

筑上郡下城井村大字　番地

志賀神楽奏楽師講社員

志次福郎

年　月　日生

本郡神楽奏楽師タルコトヲ承認ス

昭和八年拾壹月壹日

築上郡神職會

（赤幡神楽講提供）

図68　個人の奏楽士承認證

(二) 芸　態

江戸時代も後期になると面神楽が主流に演じられたのではないか

と思われる。それは石塚尊俊氏の『西日本諸神楽の研究』に紹介されている赤幡神社神家所蔵の左記文書によると

郡写し

是迄里神楽執行筋、面・毛頭相用居候処、此度六月田川郡香春宮社鶴家越後守上京之砌、於神祇官面・毛頭相用候義、者廃止、古風之幣神楽執行候様被申付候間、以来面・毛頭用之義、者相止申度段届出之趣、小家之者共江結洩落等被説諭置、神事来・神楽来等之義、者是迄之通り相運候様可申聞旨可被申渡候。以上。

十一月廿一日

里正中

里正（里の長）から出されたこの触れは、明治元年六月に上京した田川郡香春宮司鶴家越後守が神祇官から、神楽で面・毛頭を用いることを止め、「古風の幣神執行候様申付候」とあるように、神道色の強い神楽を実施するように申し渡され、翌年十一月に出された触れである。この神楽面の禁止が社家神楽廃絶の一要因にもなったのではないかと柏木實氏はみている。

明治初年を境にして豊前神楽は社家から氏子農民に演技者は替ったが、豊前神楽の特徴である祓いの概念の「採物神楽」と神話の演劇的要素の強い面神楽を合わせ持つ「出雲系神楽」、渇立を行う「伊勢系神楽」の混交した芸態は変化することなく受け継がれている。

豊前修験道の影響の見られることも豊前神楽の特徴でもあろう。

四　築城町の神楽

(一) 概　観

現在町内に伝承されている神楽は、赤幡神楽・寒田神楽・伝法寺神楽に、昭和二十年代末に伊良原谷の扇谷神楽より伝授された樋原神楽の四神楽講及び神楽保存会によって受け継がれている。

築城の神楽は神社の祭礼等盛んに舞われ、その歴史も古い。

演技者は他の地方の神楽と同じように明治の初めの頃までは社家（神職）で、築城郡（現築城町・椎田町）も十六社家によって組織され神楽を演じていた。いわゆる社家神楽といわれるものであった。

「築城郡村々之神祭式書上帳」（明治四年）によれば、安武手永、安武村、満田八幡宮より、各村々の神社の祭礼などに神楽や角力が執行されていることがわかる（資料二）。

また、江戸時代小笠原藩が祇園社（現小倉の八坂神社）の祭礼に旧京都郡社家神楽（稗田神楽）旧築城郡社家神楽を隔年交替で奉仕させている。築城郡社家神楽は赤幡神楽の名称で奉納していた。

明治維新後、明治政府は神社の国家神道化政策を推し進める中で神職も国家体制の中に組み込まれた結果、神職による社家神楽が廃絶されていった。旧築城郡にあっては伝統ある神楽が絶えるのを憂いて伝法寺岩戸見神社宮司熊谷房重氏外二、三の神職が赤幡の氏子に伝授された。いわゆる里神楽と呼ばれる芸態である。その後、松丸、伝法寺、寒田の氏子へと伝授され、民衆の手に渡った神楽は隆盛に向かい、明治の後半から大正・昭和初期の全盛期を迎えた。

資料二　築城郡村々之神祭式書上帳

明治四年未年
築城郡村々神祭式書上帳
六月　　郡控
安武手永

一、濱田八幡宮　　安武村
一、六月廿七日神事、楽執行
一、九月八日・九日祭礼八日夜
神楽・九日矢鏑馬奉納
〃
一、岩戸見宮　　傳法寺村
一、六月廿九日・七月朔日　　下本庄村
神幸会、廿九日子供　　上本庄村
角力、同夜神楽、　　椎　原村
岡日共楽執行　　寒　田村
一、八月無定日神楽　　松　丸村
執行　　上香楽村
一、九月廿八日・廿九日　　下香楽村
〃祭礼、矢鏑馬奉納
一、貴船大神　　上深野村
一、七月七日。神楽・角力執行
一、九月十一日祭礼、神楽執行
八田手永
〃
一、王野八幡宮　　上築城村
下築城村
一、七月六日・七日神幸会、六日夜
神楽、七日楽執行、両日共引
車の上居人形
一、九月十八日・十九日祭礼十八日夜
神楽、十九日小神楽・矢鏑馬奉納
〃
一、日吉大神　　上別府村
下別府村
弓ノ師
一、六月廿九日神事、楽執行
一、九月九日祭礼、神楽・矢鏑馬奉納
〃
一、日吉大神　　廣　末村
一、七月六日神事、神楽執行
一、七月十五日祭礼、神楽執行
〃
一、廣峰神社　　小山田村
一、七月三日神事、楽執行
一、九月十七日祭礼、神楽・矢鏑馬
奉納
〃
右は、六月朔日の例年御届
申上候反祭式并年中神祭
の分二御座候　　安武手水
一、八幡宮　　赤　幡村
一、七月十日神事、神楽・角力執行
一、九月七日祭礼、神楽執行
〃
一、若宮八幡宮　　袈裟丸村
一、七月七日神事、御祓
一、十一月無定日祭礼、神楽執行
〃
一、貴船大神　　下深野村
一、七月七日神事、神楽執行
一、八月無定日祭礼、神楽執行
〃　　八田手永
一、高木神社　　船　迫村
一、四月朔日牛馬頭・角力執行
一、九月廿二日祭礼、神楽執行
〃
右は、村々氏神社神祭地方聞
込二て執行仕来候分二御座候
右の通、御郡中神祭式
書付差上申候、以上
未六月　築城郡（松尾家旧蔵文書ア―96）

また多くの優れた後継者を生み、中でも赤幡の神多郎右衛門氏は京築以外でも大積（北九州市門司区）や大内田（田川郡）に長期に滞在して指導をし豊前の赤幡系神楽を広めた。松丸の中川熙吉氏も直伝の弟子とも言われ隣伊良原谷の神楽の指導に努めた。進三治氏の優れた後継者を生み犀川町に多くの神楽講を設立した。

神楽の演目や採物・装束・神楽歌などは指導者や先達のリーダーから口承によって伝承されていた。房重氏の口伝は子房義氏が記した『渇立神楽執行式』が残されている（吉富町の八幡古表神社蔵　図69）。

熊谷房重氏より伝授された町内の神楽も多くの後継者に受け継がれ、特色ある伝統となって百年有余を経過している。

図69　渇立神楽執行式

(二)　神楽の各演目・採物・装束

町内の神楽は築城郡十六社家による社家神楽、熊谷房重氏より伝授されたものであるから神楽の形態も大差はない。赤幡神楽を例に見ると、演目は大別して式神楽と特殊神楽の二題目とし、㋑式神楽には①大祓祝詞、②散米、③折居、④御福、⑤手草、⑥地割、⑦神宣舞上げ、⑧御先、⑨花神楽、⑩四方鬼、⑪岩戸前、⑫大祓祝詞、の十二の演目がある。また㋺特殊神楽には神迎、綱御先、三神、盆神楽がある。他の神楽講を見ると一人剣、弓正号、本渇立などがあって若干の演目の違いはある。現在伝承されていない演目もある。例えば赤幡の大蛇、伝法寺の渇立などである。各神楽の演目は次のようである（第7～13表）。

(イ)　式神楽

式の神楽は、豊かな秋の収穫を祈って舞われる神楽である。地割の神楽歌（冒上、口上、託）を調べると、この神楽には、他の神楽にない持ち味があってよい。

農作物は天候が不順だと稔らない。農耕だけで生活した祖先は春は収穫の無事を祈り、秋は新米を供えて、祭の日にはごちそうして、神を迎え、神楽を奉納してきた。

①　大祓祝詞

横笛を合図に太鼓もチャンガラもなり始める。

神楽講の全員が姿を現して神前に正座。神主（または神楽講長）が

表7　赤幡神楽（築城町大字赤幡）

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
	式神楽							
1	大祓祝詞	演者一同						
2	散米		1	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	散米一升
3	折居		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	
4	御祓		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	
5	手草	木々奴知の神　やすらの神	2	幣・扇・榊笹	烏帽子	狩衣	袴	
6	地割	木・火・土・金 水の神と神宜	6	大刀5・扇・小幣・幣	毛頭5・烏帽子	チハヤ・タスキ・打掛	袴	
7	神宜舞上げ	神宜	1	小幣・扇・大幣	烏帽子	打掛け	袴	
8	御先	狼田彦神　神宜	2	小大幣・扇・鬼杖・鈴	毛頭・面・烏帽子	打掛け	タッツケ・袴	
9	花神楽		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	五色の紙でつくる
10	四方鬼		4	鬼杖	毛頭・面	チハヤ	二又袴	
11	岩戸前	思兼命	1	幣・扇	烏帽子・面	狩衣	袴	岩戸
		太玉命	1	扇・笹	毛頭・面	チハヤ	袴	ローソク
		金宮命	1	弓・矢	烏帽子・面	狩衣	袴	
		宇豆宛命	1	榊笹・幣・扇	環珞・面・毛頭	狩衣	袴	
		手力男命	1	引布・幣・扇	毛頭・面	打掛け・狩衣	タッツケ	
12	大祓祝詞	演者一同						

表8　特殊神楽

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
1	神迎	狼田彦神　太刀・小刀 薙刀　矛　神宜　弓引	6	幣・扇・鬼杖・太刀・弓矢・薙刀・槍	毛頭・面・烏帽子	打掛け・チハヤ・タスキ	袴・タッツケ・二又袴	
2	綱御先	綱持人二人　狼田彦神　神宜	4	幣・扇・鬼杖・綱	毛頭・面・烏帽子	打掛け・チハヤ・タスキ	袴・タッツケ	
3	三神	鳥の神　山の神　海の神	3	榊笹餅・太幣（四本）	毛頭・烏帽子　カマ・クワ・ツリダオ	打掛け・チハヤ・狩衣・タスキ	袴・タッツケ	餅・菓子をまく
4	盆神楽		1	幣・扇・盆	烏帽子	狩衣	二又袴	白米一升
5	大蛇	須佐之男命　手奈槌　足奈槌 稲田姫　大蛇　榊昇二人	7	太幣・小幣・扇	毛頭・面・太刀・環珞・大蛇	狩衣・打掛け・チハヤ・タスキ	タッツケ・二又袴・袴	花火・サカキの森 酒樽・大蛇

表9　伝法寺神楽（築城町大字伝法寺）

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
	式神楽							
1	大祓祝詞	演者一同						
2	米撒		1	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	散米
3	折居		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	
4	御祓		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	
5	手草	木々奴知の神　やすらの神	2	幣・扇・榊笹	烏帽子	狩衣	袴	
6	地割	四方の神　土の神　神宜	6	大刀5・扇・小幣・幣	毛頭5・烏帽子	チハヤ・タスキ・打掛	袴・タッツケ	
7	神宜舞上げ	神宜	1	幣・扇	烏帽子	打掛け	袴	
8	御先　二の切　〆切 舞上げ	狼田彦神　神宜	2	幣・扇・鬼杖	毛頭・面・烏帽子	打掛け	タッツケ・袴	
9	花神楽		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	五色の切花
10	岩戸前	思兼命	1	幣・扇	烏帽子・面	狩衣	袴	
		太玉命	1	幣・扇	烏帽子・面	狩衣	袴	
		石凝姥命	1	幣・扇	烏帽子・面	狩衣	袴	
		天鈿女命	1	扇・鈴・笹	環珞・面	狩衣	袴	
		手力男命	1	引布・幣・扇	毛頭・面	打掛け・タスキ	タッツケ	
11	大祓祝詞	演者一同						

表10　特殊神楽

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
1	榊御光		4	幣・扇・鬼杖・綱	毛頭・面・烏帽子	狩衣・チハヤ・打掛け・タスキ	袴・タッツケ	
2	三神	農神　山神　海神	3	幣・榊笹・餅	毛頭	狩衣・チハヤ	袴・タッツケ	
3	一人剣		1	太刀	毛頭	チハヤ・タスキ	タッツケ	
4	盆神楽		1	幣・扇・盆	烏帽子	狩衣	袴	白米一升
5	神迎		7	幣・扇・鬼杖・太刀・弓矢・槍・薙刀	毛頭・面・烏帽子	打掛け・チハヤ・タスキ	袴・二又袴・タッツケ	
6	本湯立							

表11　樫原神楽（築城町大字樫原）

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
1	式神楽							
	大般祝詞	演者一同	1					
2	米まき		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	散米一升
3	折居							
4	三福		4	幣・扇	烏帽子	狩衣	袴	
5	手草		2	幣・扇・笹	毛頭・烏帽子	チハヤ・打掛け	袴・タッツケ	
6	地割	土の神　木の神　神宜	6	幣・扇・笹・大刀	烏帽子	打掛け	袴	
7	神宜舞上げ	神宜	1	幣・扇・鬼杖	毛頭	狩衣	袴・タッツケ	五色の紙でつくる
8	御先一の切		2	幣・扇・鬼杖・鈴	毛頭・烏帽子	狩衣	袴	
9	御先二の切		4	幣・扇	烏帽子・面	狩衣	袴	
10	花神楽		1	幣・扇	烏帽子・面	狩衣	袴	
11	岩戸前	思兼命	1	幣・扇	毛頭・面	チハヤ	袴	
		太玉命	1	幣・扇・榊笹	毛頭・面	狩衣	袴	
		おき玉命	1	扇・笹	環珞・面	狩衣	袴	
		字豆宛命	1	幣・扇	毛頭・面	打掛け	タッツケ	
		手力男命	1	幣・扇				
12	大般祝詞	演者一同						

表12　特殊神楽

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
1	神迎		1	盆・榊笹	烏帽子	狩衣	袴	
2	盆神楽		4	弓矢	烏帽子	狩衣・タスキ	袴・二又袴・タッツケ	
3	弓		4	幣・扇・鬼杖・綱	毛頭・面・烏帽子	狩衣・タスキ・打掛け	袴・二又袴・タッツケ	
4	綱御先		1	大刀3・榊・笹	毛頭	狩衣・タスキ	袴・二又袴・タッツケ	
5	一人剣		1	幣・扇・鬼杖	毛頭・面・烏帽子	狩衣		
6	四面鬼		6	幣・扇・鈴・裃・太刀・薙刀・槍	毛頭・面・烏帽子	狩衣・チハヤ・打掛け	袴・タッツケ・二又袴	白米一升

表13　寒田神楽（築城町大字寒田）

No.	演目	役者名	人数	採物	被物	上衣	下衣	その他
1	米撒		1		烏帽子	舞衣	袴	米
2	折居		4	幣・扇	烏帽子	舞衣	袴	
3	御祓		4	扇・シデクシ	烏帽子	舞衣	袴	
4	手草		2	扇・榊笹・シデクシ	烏帽子	狩衣	袴	
5	地割		6	幣1・扇2・シデクシ2・太刀6	毛頭5　烏帽子1	狩衣1・榊1・チハヤ	袴	
6	御先駆		2	幣1・扇1・シデクシ1・鬼杖1	毛頭1・面1・烏帽子1	狩衣2	二又袴	
7	花		4	扇4・シデクシ1	烏帽子4	狩衣4	二又袴	
8	綱御先駆		4	綱	毛頭3・面1・烏帽子1	狩衣1・チハヤ2	タッツケ	
9	戸前（四方鬼）	思兼命　太玉命　玉祖命　石凝姥命　天鈿女命　手力雄命	10	幣1・扇1・鬼杖1	毛頭5・面9　烏帽子1　環珞1	狩衣5・チハヤ2　榊3	袴5　タッツケ5	
10	迎御先駆		6	幣1・扇1・鈴1・鬼杖1・大刀2・槍1				
11	折敷舞（盆）		1	盆2		狩衣	袴・タッツケ	五色の紙でつくる
12	四手		1	太刀4	烏帽子	狩衣	袴	
13	鎮火祭（迫立）		8	幣1・扇1・鈴1・鬼杖1・榊笹3　餅8人分	毛頭4　烏帽子3　面1	内掛け　狩衣　チハヤ	袴2　タッツケ4　二又袴	虎綱3
14	皇大神宮		1	幣	烏帽子		二又袴3	御神鏡
15	四方鬼祓		4	鬼杖4	毛頭4・面4		タッツケ4	

No.	演目	役者名	人数	採物	披物	上衣	下衣	その他
16	思兼命		1	幣・扇	烏帽子・面		袴	
17	大玉命		1	扇・シデクシ	烏帽子・面	チハヤ4		
18	玉祖命		1	扇・シデクシ	毛頭・面・烏帽子			
19	石凝姥命		1	弓矢	面	チハヤ	排袴	
20	天細目女命		1	扇・鈴・笹	毛頭・面	打掛け		
21	手力雄命		1	幣・綱・榊				
22	天兒屋根命		1		烏帽子	狩衣	袴	
23	春守護神		1	太刀	毛頭	チハヤ	タッツケ	
24	夏守護神		1	太刀	毛頭	チハヤ	タッツケ	
25	秋守護神		1	太刀	毛頭	チハヤ	タッツケ	
26	冬守護神		1	太刀	毛頭	チハヤ	タッツケ	
27	四節四土用守護神	土の神	1	太刀2	毛頭1・面1・烏帽子	狩衣	袴	シデクシ
28	御遷宮		2	幣・扇・鬼杖・鈴	毛頭	チハヤ・榊		
29	二本剣		1	太刀2	毛頭	狩衣1・榊1	タッツケ	
30	乱御先駆		2	幣1・扇1・太刀1・シデクシ	毛頭1・面1・烏帽子	チハヤ	二又袴	
31	一人剣		1	太刀	毛頭	狩衣	タッツケ	
32	舞上神楽神宣		1	幣・扇・シデクシ	烏帽子	狩衣	タッツケ	
33	メ切舞上神楽		2	幣1・扇1・鈴1 鬼杖1	毛頭1・面1・烏帽子1	狩衣・チハヤ	袴・タッツケ	

（登場する神名は引用の文献・各神楽講の託による。統一はしていない。以下同じ）

高天原に神留り坐す皇親神漏岐神漏美の命以ちて八百萬神等を神集へに集へ賜ひ……豊葦原水穂國を……省略……と大祓祝詞をあげ神楽を清め祓う。

大祓の特徴は、一番最初に行われること。「はらい」であること。舞いがないの三点である。大切な神楽を奉納する場を神楽講、参拝者（見る者）と神楽奉納のすべてを祓い清めて共同の庭を出現するのが大祓いである。

祝詞は神主に頼むことになるが、不在の時は多くの場合、神楽講の講長でおおすじは「今日ここに神楽を奉納致す時に当って、この場にも、舞い人にも、集った氏子の皆さんにも何の過ちも、罪も一切ないように祓い除いて下さい」とお願いする。そこで神主（講長）がご幣で四方を祓い清めることで、めでたく清浄な神楽世界を出現することになる。

② 散米（赤幡）米まき（樋原）米撒（寒田・伝法寺）

ゆるやかな奏楽にのって狩衣、袴に烏帽子の舞人が現れ、神殿に向かって二拍手一礼し、山盛にもった三方の米を両手で、ひとつまみして、東・南・西・北・中央の五方向に順次撒いていく。

東・南・西・北でそれぞれ撒くたびに、大きく左回りをして、米を手でつまみとり、ら線状に舞いさがり、最後には中央にうずまき状に舞って入り米をまき終わる。

この神楽は初心者も覚え易い。他の舞いと異なるのは、非常に厳粛な舞いで、足の踏み方が小股で足を踏み重ねるようにして歩くことである。

なぜ米を撒くのだろうか。古代の祭式に散供の行事をしていたのだが、しだいに簡単な舞の形をとるようになり、神楽化したものと思われる。

民俗大事典の「散供」の項に「米・金銭などを撒き散らして、悪・けがれ・災厄等を祓い、善・浄・吉祥等をあがなおうとすること」とある。散供は米を散らして斎場を清める。あるいは悪霊に大切な米を与えて退散してもらう神楽である。

また一説には、稲作の予祝の種播きに相当し五穀豊穣を祈る意味も含まれている。

図70　米　撒

神楽の託には「米まき」の言上はない。演目名は赤幡は「散米」櫟原は「米まき」寒田・伝法寺は「米撒」とある。

③　折居の舞

米まきに続いて舞われるのが「折居・御福の舞」である。小神楽とも呼んでいる。

この神楽は神楽舞の場所を高天原とみたて、神々を集めて祓い清める所作と歌舞をするもので、折居の舞がその下準備・御福の舞で正式に神を招いて祈祷するものと思われる。

図71　折居の舞

舞人は四人、衣裳は緑・赤・黄・紫の狩衣に袴を着用し、頭には烏帽子をかぶり採物（手に持つ物）は小幣と扇である。

（1）舞人四人が一列に並んで入場し、神殿に向って座拝（座って二礼　二拍手）することから始まり、その場に立ち、並んだ右側の人から神楽歌（掛歌）を詠いながら拝舞する。

一、幣立つる　ここも　高馬の原なれば　　・上の句　舞人
　　集り給え　　四方の　　神々　　・下の句　囃方
二、いずくにも　榊を立てて　神を知れ
　　必ず立つる　祠なくとも

と赤幡の託には八首、伝法寺の託には八首、寒田の託には七首、櫟原の託には一三首が記されている。

（2）順逆順の舞（以下説明省略）
（3）方堅めの舞
（4）入れ違い
（5）小神楽の舞

④　御福の舞

舞は掛歌・神降しの舞・足ふみ・長歌の斉唱・五方堅め・順逆順・入れ違い・しょうぎょうの舞から構成されている。

この舞の衣裳、採物、人数は折居の舞と同じだが、言上（託）が多くなり舞もむずかしくなる。折居の心の舞に対し、技・芸を表現し天地四方の大福を祈る舞で、いずれも神楽の基本であると言われ

ている。

御福の舞は次の順序で舞われる。

（1）入場。神殿に二礼二拍手の座拝をすました後「幣立つる、ここも高天原なれば」と詠むと、下の句を囃方が「集り給え、四方の神々」と斉唱する。その時の所作は膝を折って中腰となり、一呼吸して立ち上り、次の神（南）が、「天つ神、国つ社を　祝いてぞ」下の句を囃方で「吾が葦原の　国は治まる」と斉唱するといった具合である。

（2）閉扇と小幣と交互に、天上から地上へと神の降りる道を案内するかのように舞降ろす。そして一歩右足を踏み出して腰を落すと次には開扇にて、神を扇の上に乗せて降ろすかのように、ギリギリとまわり、両手をひろげてきめる。こんな所作が二・三回繰り返され座替えも行う。

（3）中央に向かって四人が足を左右左と前に出し、幣と扇を交互に振りながら足踏みをし、一角づつ進み、一周する。これで悪霊が鎮められ神々が降ろされる。

（4）長歌の斉唱

「そもそも天に昼夜きこしめし　天の音楽は雲にゆき　黄金の真砂を御座と敷き昼夜をもときと行なえば　宝のあしも雨と降る
　これも音楽の音やあらん　心さよこそ　すめらかるらん」
（赤幡・伝法寺の託）

寒田・櫟原の託では、「やすみし　我大君　たかひかる……」とある。この地は神の降りる場所として適当な聖域であるという意味であろう。

（5）神楽の舞場所に五方の神を勧請する。

東方を守護し給う御神は木々奴知の神と申し奉る。
南方を守護し給う御神は火具土の神と申し奉る。
西方を守護し給う御神は金山彦の神と申し奉る。
北方を守護し給う御神は水汲根の神と申し奉る。
中央を守護し給う御神は殖土安の神と申し奉る。

このことは神楽の舞場所に五方の神を勧請する所作であろう。

（6）順逆順（（6）、（7）説明省略）
（7）入れ違い

図72　御福の舞

（8）言葉を唱えながら、袖を被って千鳥足に二歩または三歩踏み進む。それに小神楽が加えられた一連の舞型、唱教を踏むという。

唱えは「そうたいごろう王は数多の剣を持ち給ふ」「三玄三行　三妙　加持」「無上霊法、神道加持」の三つの内容である。

⑤　手　草

手草は神楽中の神楽と言われるだけに演目の呼び方も内容も、さまざまである。町内の神楽講の演目は「手草」で二人舞である。

二神で舞いつつ合唱して、神霊が好んで依りつくとされる笹・榊を採物にして悪霊を鎮め神霊を招来し、そこで氏子たちの願成就の祈りが永遠に続くよう禊ぎ祓う式神楽で優雅な舞である。「寒田神楽講の資料」に集神の内にて極く器用な二柱の神様に、そこら辺に生えている丈長き草を束ねて、それを手玉におもしろく舞わせるのであるとも記している。「赤幡神楽の託（掛歌）」は次の通りである。

○　幣立つる　ここも高天の　原なれば
集り給え　四方の神々
○　天津神　国つ社を　いわいてぞ
吾が葦原の　国は治まる。

東方を守護し給う御神を　木々奴知の神と申し奉る。
南方を守護し給う御神を　火具槌の神と申し奉る。
西方を守護し給う御神を　金山彦の神と申し奉る。
北方を守護し給う御神を　水波根の神と申し奉る。
中央を守護し給う御神を　埴土安の神と申し奉る。

1．手草のなりせの国は　伊勢の国
山田の原の　うしろ山より。
2．白和幣　手草の枝を　取り添えば
伝えばあかる　天の岩かど。
3．手草のましますみちに　綾をはえ
錦をはえて　とくとふません。

図73　手　草

4．白和幣　手草の枝を　手にとり持ちて拝すれば
やすらの神も　花とよむなり。

⑥　地　割

（一）五行の神々

「地割」は式の神楽にはいっている。

春は春らしく、夏は夏らしく、春夏秋冬の神がそれぞれの領分をきちんと守護してくれた。そういう先祖の祈りがこの神楽から伝わってくる。昔も今も祈る（願う）気持ちは同じである。

この神楽には神宣と五行神が出る。この神楽は古代中国の五行説から出ている。簡単に言うと「木・火・土・金・水」の五元素が万物を生成しているという思想でわが国も中世以降、この五行思想の影響をうけて、五行に次のような神をあてはめた（結びつけた）。

表14　五行の神々

五行	五時	五方	五色	五行神
木	春	東	青	木神　久久能知神
火	夏	南	赤	火神　火具土神
土	土用	中央	黄	土神　埴安彦神
金	秋	西	白	金神　金山彦神
水	冬	北	黒	水神　水波能賣神

「地割」神楽は、この中国の思想を日本の神話とうまく結びつけた里神楽と言える。豊前地域でも「五行」の神楽を演目とあげている神楽講（社）もある。

（二）五行神の争い

地上で五行神が相争っているのを鎮めるために、天上から神宣（神の使い）がやってくる。神宣はイザナギ・イザナミの命によって、わが国が作られたいきさつを語り、五行の神に戦いをやめて、みことのりに従うようつぎのことを申しわたす。

先ずは木の神に申すべき事の候、春三月九十日中より十八日

図74　地　割

目を抽出し土用と号し、土神に奉り残る七十二日の処を守護し給え。

火の神、金神、水神（口上、木の神と同じ　以下省略）

土の神も聞き給え、四節四土用を合わすれば是も七十二日にて候。

この処を守護し給いて剱を鞘に納め御鎮り候之。

これで一年が五行の神に公平に分配されたことになるので、五行神はそれぞれの領分をしかと守護するように神の使いは重ねて申しわたす。

⑦　神宣の舞上げ

地割は岩戸神楽の重要な演目とされている。地割の託に五行の神或いは、木・火・金・水・土の神が登場し、東・南・西・北・中央の神々に扮し、毛頭を被りチハヤと袴を着て太刀を持ち、速いテンポの囃子で舞う。最後に登場する中央の（土）の神は四方の神々を相手に大暴れしている時に、神宣が現れ「某し、私の儀にあらず、神勅をこうむりて、来たり候」と唱えて、神々を長い口上によって鎮め、五柱の神々に四方と中央の正しい守護の方向を示し、守護神の役割を明らかにして、争いのない葦原中国とした。それを讃え、祝いの喜びを表して、五方の神々に舞上げたものである。

⑧　御　先　（寒田神楽は御先駆）

神話「天孫降臨」を主題とした神楽である。

図75　御　先

御先と幣方が登場する式神楽で、御先は猿田彦命が毛頭と鬼面をつけて鬼杖と扇を持ち、幣方は天鈿女命で烏帽子を被り狩衣と袴、御幣と鈴を持つ。

天孫（天照大御神の孫邇邇藝命）が、高天原より葦原の中国に天降ると聞き、通り道である天之八衢に猿田彦命がお迎えしていた時、天孫のお供が、その形装の異常に驚き天孫に敵する者として、これを征伏せんとして争いが起きた。

「伝法寺神楽の託には、

神主　茲に天照大御神の日嗣の皇子……（省略）……

……汝は誰ど何処の神なるや。

御先　我は国津神、名は猿田彦之神なり、今ここに天津日嗣の皇子、天邇岐志国邇岐志天津日高日子番能邇々芸命、天降りましますと聞きつる故に御先を払い、筑紫の日向の高千穂の槵觸岳に導き奉らんとして舞い出て迎え候。

神主　御先駆の神に疑いなし、神宝の御鈴を振って天津神楽を奏し給え。

御先　実に汝の仰せの如く御神楽を奏し、これより御先駆を仕え奉らん。（以下略）

とあり猿田彦が、先導役の神なることが明らかとなり、天孫降臨の御先駆をつとめることができた。という由来を神楽化したものである。

天鈿女命と猿田彦命二柱の神の出会いをあらわす勇壮な舞である。猿田彦が山野を先導するに、その早きこと馬駈ける如くありの意で「駈仙」とも書く。

⑨　花神楽

小幣と扇を持った四人舞で、清めの意味を持つ採物神楽である。

御神歌を唱えながら順に回る。次に東側に一列になり、小幣を右肩、左手の扇を顔の前にして、神歌を唱え、そこに座って扇をひらひらと回しながら、元の位置に帰る。

図76　花神楽

順に舞いながらこれを南・西・北と繰り返し五方を拝す。次に三方に乗せた五色の切花を包んだ紙包みをとり、四人並んで東西南北で撒いて、最後は中央の舞台は花吹雪でおおわれる。古風で優雅な舞が特徴である。花神楽は四方の神の徳を讃え、四方に向かって花を撒くものであろう。また、五色の切花は稲の花を意味し、稲の花がよく咲き、稲の実がよく実ることを予祝する重要な意味を持つとも言われている。

神楽歌を（榛原神楽）の託でみると

子きことの　たえてしなくば　天地の
　　神の恵みぞ　さどなかるらん。
丑ろにも　前にも神の　ましまさば
　おそれおそれみ　ただつとめよ。
寅は手に　ゆらゆら八坂の　曲玉を
　神より神に　伝うかしこさ。
卯つつにも　夢にも更に　忘れなよ
　神のめぐみの　土と金とを。（以下省略）

と、辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥と十二支の歌になっている。

⑩　四方鬼

四方鬼役の舞手は毛頭に鬼面をつけ、白衣にチハヤを着、タッツケ袴をはき、鬼杖を持ち鬼面の色も決まっている。東方は青、西方は白、南方は赤、北方は黒となっている。「古事記」に登場する「萬の妖」（ばけもの・もののけ）を代表した四ッ鬼であり、邪神を祓う舞である。赤幡神楽は式神楽に一つの演目とあげているが、寒田・伝法寺神楽は演目岩戸前の中に（四方鬼）と位置づけている（表9、表13）。

櫟原神楽は特殊神楽に「四面鬼」の演目であげている（表12）。

四方鬼の口上はないが赤幡には舞手の所作の記録があり、寒田の託には戸前神楽の一種で岩戸の前で、平素ぶこつな若い神様四柱がおもしろく、ふざけた舞をすると説明している。

図77　岩戸前

⑪　岩戸前

神話「天石屋戸」を演劇風に神楽化したもので、式神楽の最も重要な演目である。いわゆる岩戸神楽である。

「古事記」によれば、弟である須佐之男命の乱暴に怒った天照大御神が天石屋戸に籠もられ、そのため高天原も葦原中国も常夜のように真暗くなって、多くの妖（ばけもの・もののけ）が生まれ出て、困った八百萬の神々は天の安河原に集まって、智恵の神である思兼命を中心に、天照大御神を石屋戸から誘い出そうとするありさまを描いた神楽。赤幡・伝法寺・櫟原神楽講は「岩戸前」寒田神楽講は「戸

前」の演目となっている。赤幡神楽で説明すると、最初に「思兼命」が出場し「幣立つるここも高天原なれば集り給え四方の神々」と唱えながら、左手に御幣、右手に扇を持って、腰をまげ、たよりない足どりではあるが厳かに舞い終わり、岩戸開きの指揮をする。次に「太玉命」が左手に扇、右手に笹を持って舞う。次に金富命が左手に弓、右手に矢を持って舞う。（以上面・装束・思兼命との問答省略）次に白の能面に瓔珞を被り、緋の狩衣に緋の袴の「宇豆売命」が笹を右手に採り物として、高く低く女らしく舞う。『古事記』によれば、「天の岩屋戸に槽（木製のくりぬきの桶）を伏せて、踏みとどろかせ、神懸りして…。恍惚状態になって胸や腰もあらわに神楽を踊る。その姿に神々はどっと笑った。怪しんだ大御神が石屋戸を細目に開けたとき、すかさず、手力男命が岩戸を開き、天照大御神が再び姿を現したので天地は照り輝く光を戻した」とある。

赤幡神楽の後段の託には

「手力男命……只今岩戸の広前に手力男命とおおせ候えば、如何なる　神命にてましますや。
思兼命……手力男命は岩戸を開き給え」

毛頭にがっしりとした屈強な男面をつけ、内掛けにタッツケ袴の手力男は、勇壮な舞の中でタスキをかけ、岩戸を開こうと何度か試みのあと、力をふりしぼって、岩戸開きのクライマックスとなる。

図78　神迎え

㈣　特殊神楽

特殊神楽には、神迎・湯立・綱御先・三神・須美伝・四角手・盆神楽・大蛇・綱切・一人剣の一〇演目があるが、舞時間が長くなること、後継者不足などによって、全演目舞う機会がなくなり、各神楽講とも演目の伝承が中絶しているものがある。

①　神迎え

神話「天孫降臨」を主題とした神楽である。式神楽「御先」と同

じ意味であるが、御先の演者二名（神宣・猿田彦命）に対して、五～七名で、遷宮の神移しや、神幸の御輿（神）を迎えるときに、野外劇として舞うことが多い。

神幸行事の場合を例にとると、天照大御神の孫である邇邇芸命のお供をして天降りする神々が、道嚔子にのって御座所に進む。御輿を守護しながら猿田彦と対峙する。神々は太刀・薙刀・矛・幣を持って、鬼杖を振り回す鬼と立ち回りをする。御輿の御座所への進行を妨げる鬼を追い払う勇壮な神楽である。神々に負けて退場する鬼に代わって、もう一人の猿田彦が登場して御輿の御先を勤める。

② 三神神楽

三柱の神々が登場して人々に祝福を与えて喜び合う舞である。赤幡・伝法寺神楽講では山の神・農の神・海の神の組み合わせとなっている。山の神は強い神で高千穂神楽では「柴引」、出雲神楽では「柴曳」の演目があり山の神が岩戸前に飾る真榊を献じたとある。春日大明神はその態度に褒美として宝剣を与える。山の神はそれによって東西南北中央の悪魔を祓う「悪切り」の舞を舞ったという。強い神様といわれ、ここでは餅をみんなに食べさせて回り、舞手と観客が笑い喜びながら交流する楽しい神楽である。近頃は略式で餅の代わりに菓子を四方に撒くところもある。賑やかな神楽会場となる。

赤幡神楽の託は、次のとおりである。

山の神……榊葉や太刀も袖の追風になびくは神の心なるらむ。

農の神……豊国の山田の原に植えし田を刈りておさむる伊勢の神垣

図79　三神神楽

海の神……伊勢の海青木か原の浪間より　あらわれ出ずる住吉の松

山の神……そもそもこの三柱の神のあそびと云うは　いく昔か天照大御神が天の岩戸に　とじこもり給ひし時に天思兼命・天太玉命・天宇豆売女命たちが上つ枝に八咫の御鏡をかけ、中つ枝には御統留の玉を飾り下枝には白和幣青和幣を取り垂らして是を大神宮に献し奉る。

③ 折敷の舞（盆神楽）

米の持つ霊力を用いて祓う神楽。最初は左手に小幣、右手に扇を持って舞う。神前には二つの盆に、三方に盛った白米とたすきが供えてある。舞手は舞いながらたすきを掛け、盆だけを親指・人差指・小指の三本指で支えて落とさないように舞う。次に盆に白米を盛って、ひとつずつ両手に持ちながら、くるくると回転しながら舞う。

いかに米粒をこぼさないかが見所になり、遠心力を上手に利用して最初はゆっくりと回転を始め、次々にスピードを上げて回転し、再び回転を抑えてゆっくりと止まる。剣神楽などと同様に曲芸的な要素を持っている神楽である。タスキをしない講もある。特殊神楽ではあるが式神楽のなかで町内四神楽講必ず舞うようである。詞章「託」はない。

図80　折敷の舞

④ 綱御先

天孫降臨における天鈿女命と猿田彦命の出合いを模した舞とされる別舞。御先の封じこめに綱（龍の化身）を用いるのが特徴である。綱は自界と他界の区切りを示し、さらに自界に幸せを引き寄せるものと考えられている。また綱は邪悪なものを縛る・閉じこめる意

図81　綱御先

味もあり豊作につながる呪物でもある。

最初に毛頭を被り、チハヤ・タッツケ袴の二神が綱を持ち、幣方が左手に御幣、右手に小幣（シデ）を持って出る。そこに鬼が出て飛びこんでくるをはねかえし、追いかけてくるところを追い返したりして綱で縛って追い出す。その後幣方が一人残って舞っているところに鬼が綱を持って入場して暴れ回り、ブチで地面をたたいてみえをきったりするところを幣方は綱を奪い返し鬼を縛る。幣方と鬼との問答があり、綱持ちの二神はさがる。その後、幣方は「なんじ、御先の神に疑いなし」ということで、鬼杖と幣方の扇と小幣をとりかえ鬼が舞う。舞い終えると幣方が鬼の後から退場する。

⑤　一人剣

刀を用いて四方の悪魔を祓う神楽。舞手が一人出て刀を取り、洋紙を半分切ってから舞う。次に別の刀をもって紙を切り、二本の刀を持って舞う。最終的には一本を口にくわえ、両手に一本ずつを持って、前方に一回転するなど力強く、曲芸的な要素を持っている。最後に刀を鞘に納めてたすきを解く。紙をそれぞれ切るのは真剣であることの証明であろう。まかり間違えば怪我をする危険もある舞である。

図82　1人剣

(五)　寒田神楽の湯立

1　湯立神楽の斎庭

斎庭には大掛かりな仕掛が設けられる。①その中央に斎鉾と呼ばれる高さ一〇メートル程の丈夫な丸竹を用い、三方から虎綱で引っ張って直立させる。②斎鉾の上部に御幣をくくりつける。③三脚の高い五徳の釜に三三把の薪を用意し、五徳の下には人が踏んでいない新しい赤土を敷く。④湯釜にはヒトガタ（人形）の「湯の御子」五体を麦わらで作った輪に刺して立てる。⑤神座を設けお供え物を

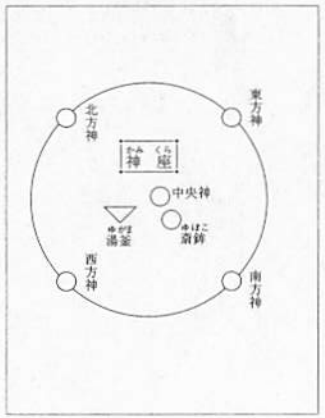

図83　斎　庭

する。祭壇の中央は天照大御神・左に春日大明神・右に八幡大明神を祭る。⑥斎庭の周囲に注連縄を張る。⑦斎庭の中央と東西南北の四方にもそれぞれ大きな榊を立て、色物の旗に神名を書いて吊り下げる。

・東方、青色に木の神久々能知神
・南方、赤色に火の神火具土神
・西方、白色に金神、金山彦神
・北方、黒色には白字で水神、水波能賣神
・中央、黄色に土の神、埴安彦神

2　湯立神楽の構成

全国的に行われている伊勢系神楽の湯立は、五徳やカマドに大きな釜を置き、沸きたぎらせた湯を笹などで振りかけて、祓いを行なうが、寒田神楽の湯立は脚の高い五徳に釜を掛け、新しく敷かれた赤土の上で、三三把の薪で沸かす。

火が燃え始めると同時に、神主は神座の祭壇に向って、大祓の祝詞を奏上する。引き続いて一国一宮の祝詞（五畿内五カ国の鎮守。山城国下加茂之大神より、西海道九カ国の鎮守。対馬国和気都美之大神まで）を奏上し、全国三一三二座の神々を招き、鎮火祭文を奏上する。

口伝によれば「山霊神社寛文五年三月山火事で社殿焼失の時、禰宜の岡田平治が鎮火祭文を奉じた由、それより後鎮火祭行事が行われた」

祝詞奏上の間は神楽が舞われ、燃やした薪が熾になる頃は、チハヤにタッツケ袴をはいた三方の神（斎鉾を支えている三方の綱の守護神）が青竹で熾を広げ、湯釜の火を鎮める。神主が東から西へ渡り火の鎮まり状況を知る。

3　寒田湯立神楽と修験道

神楽は御先の舞となり、斎庭を幣方とともに所狭しと走り回り、幣方を追いながら、鬼杖の一方の房を湯釜に浸して、中央・四方に向かって撒いて祓いを行う。この行事が済むと、五徳の熾を踏んで「火渡り」を行う。

この火渡りのあと引き続いて行われるのが、幣方が綱を登り御先

図84　寒田湯立神楽

図85　火渡り

は竹の湯鉾を登り上部（先端）にくくりつけている幣を切り落す演技がある（現在は真剣を使わないので、結んだ紐を解いて御幣を落す）。

これは豊前修験道の松会行事のひとつ「松倒し（幣切り）」の影響を強く受けている。そのことから「寒田神楽の湯立」が昭和五十二年県指定を受けている。赤幡神楽講にも湯立が伝承されていたが明治の早い時期に廃絶、伝法寺神楽講は明治二十五年頃より各地に招聘され湯立を舞っていたが昭和十二年・三年頃に岩戸見神社の奉納を最後に戦争のため後継者不在となり廃絶する。

図86　幣切り

「熊谷文書」（八幡古表神社蔵）『湯立神楽執行式』（図69）鎮火の秘伝には、湯立神楽の執行に当たって、「執行前の心得方」の条があるので引用すると次のようである。

執行前の心得方

湯立神楽依頼申来し時ハ、其当日三日前より其所ニ極々鍛錬の者壱人先ニ罷越、其執行の場所を能く見分して行馬の結ひよふ、神棚の設方、湯鉾の立所、竈の築キよふ井ニ囃方の居所等能々見定メ、又注連縄等迄何程入用と申事も何かと差図を致し、且又入用之品々をも無洩委敷控へ置、其日の世話方之人ニ渡すべし、翌日は壱両人又入村して、大旗小旗の認方、就てハ幣拵へから仮殿の飾り方等をも能々注意して

置くべし、尤三方等の飾り、御献備品の品々ハ、其執行の当日ニ五台か七台又ハ九台か神前に並べ置く大ニてよし、併シ数の丁ニならざる様致すべし、

先ツ献備の品々ハ

一　鏡餅　三重　御神酒　壱対
　　五台ナラハ横棒より前ニてよし
一　海魚　壱台　海菜　壱台
　　七台ナラバ台近ニてよし
一　野菜　壱台　塩を盛立　壱台
一　巣　壱台　都合九台内かし塩ハ海、菜野ノ菜等ハ減してもよし

このように湯立神楽の執行に当たって、湯立神楽の法式はもちろん、湯庭の入用支度から湯立釜の作り方、湯の御子・神棚・手房・大旗・小旗等々の作り方なども図入りで説明し、「湯棒の詞」、「湯庭の祝詞」、「鎮火の祝詞」まで手記されている。

五　築城町内神楽講の歴史

(一)　赤幡神楽

赤幡神楽は出雲神楽の系統に属する豊前岩戸神楽である。

本田安次著「神楽」に豊前の代表的神楽として全国に紹介されている。「もと築城郡十六社家に伝承され、各社の祭礼に奉仕されていた。明治七年以後赤幡神社氏子有志が伝承されて伝えている。

式神楽と特殊神楽とあり、式神楽には、大祓祝詞、散米神楽、折居神楽、御福神楽、手草神楽、地割神楽、神宣の舞上げ、御先神楽、花神楽、四方鬼神楽、戸前神楽、大祓祝詞の十二種目がある。

特殊神楽には湯立神楽、神迎神楽、三神神楽、四角手神楽、盆神楽、大蛇神楽、綱切神楽、一人剣神楽、美須伝神楽、綱御先神楽の十種目がある。いわゆる豊前系の岩戸神楽である」

その伝統ある神楽が絶えるのを憂い、岩戸見神社宮司熊谷房重氏外二・三の社家が明治七年赤幡八幡神社の氏子に伝承した。

この時から民間人が昇殿して神楽を奉仕するようになった。豊前で社家神楽から氏子に伝承した最も古い神楽赤幡神楽講とされている。

熊谷房重直伝の奏楽士（創始期）

杉野芳太郎　末次福太郎　横山良太郎
平塚弥市　神　多郎衛門　加来芳多郎

リーダーが次々に現れ、明治中頃には非常に盛り上ったと伝えられている。

次の代は

大丸千治　中江円治　村上一房　神　宗治
神　太　田染清治　松田房高　平塚　博

である。

中でも神多郎衛門は八歳から神楽を始めたといわれ、社家神楽熊

谷房重氏直伝のすぐれた継承者として、神楽に非常な情熱を燃やし、明治末期から大正期にかけて各地に指導・伝授した。

赤幡神楽講の記録によれば

明治二〇年下原神楽
仝三七　光富神楽
仝四一　徳永神楽
仝四一　有久神楽
豊津町

明治二八年道場寺神楽
仝二八　草場　神楽
仝二八　崎野　神楽
仝二八　長江　神楽
行橋市

京築外では

大積神楽　大正十年門司　大内田神楽　大正三年田川赤村
石田神楽　小倉　上野神楽　田川赤池村
横代神楽　小倉

また、北九州市、田川地区、京築地区の神社の祭礼などに招かれ活躍した。松田房高氏が語るに、行橋市の長井の浜で、海から昇る日の出に戸前神楽の岩戸を開く時を同じに舞ってほしいと乞われ夜半から用意し、日の出まで舞ったこともあった。

福岡県無形文化財県指定（昭和三十九年十二月八日）
福岡県無形民俗文化財指定（昭和五十一年四月五日）

旧築城郡の社家神楽を伝承した伝統ある京築を代表する神楽として指定を受けた。次の人々である。

中江円治　村上一房　神　宗治　神　太　田染清治
松田房高　平塚　博　神一二三　神　清一郎
他に湊神楽講　辻　和二他二名

しかし、時が経つにつれ、古老の方々が次々に世を去り、指定当時の関係者が少なくなって存続が危ぶまれた矢先、氏子の若者より、伝授してほしいとの申し出があり、田染清治氏が中心となり、坂井康隆氏外一六名に伝授した。昭和五十三年より赤幡神楽の力が復活し、それに伴って赤幡神楽講を赤幡神楽保存会と改称し、各地神社

図87　赤幡神楽講（昭和51年撮影）

の要望に応えて神楽を奉納している。

最近豊前地区、県代表として招聘され参加した主な大会は平成五年十月「北九州市制三十周年記念行事」（散米、三神、御先神楽）、平成十年十月第一三回「国民文化祭おおいた」（折居神楽）、平成十三年二月福岡アクロス伝統芸能実演交流会（花、神迎神楽）などがある。

赤幡神楽には古い神楽面が一式保存されている。これは明治初年に引継いだ社家神楽の面と伝えられている。なお特殊神楽の一〇種目は長い歴史の中で伝承が中絶している演目もある。

図88　赤幡神楽講の面（御先）

神楽保存会結成時から現在の奏楽士

坂井康隆　中江　正　神　清一郎　平塚泰信　田染勇治
平塚　力　古門　勉　穴井　翠　神崎辰夫　村上信之
加藤貞夫　中野兼治　加藤芳男　中江英俊　中江　毅
平塚享二　末次孝史　鶴田健一郎　中野　充　村上一房
神　太　田染清治　松田房高　平塚　博

〔〕　寒田神楽

霊峰求菩提山の西麓にあり、地区内に末寺の飯盛山東光寺がある。またこの地は一六世紀末に黒田氏による宇都宮氏終焉の地でもある。こうした豊かな歴史的環境を有する土地である。

寛文五乙巳年（一六六五）三月、山霊神社は山火事で社殿が焼失した。この時、山霊神社の禰宜で、氏子らを集めて奏楽を教えていた岡田平治が火中に飛び込み、神室を背負って逃れた。他の神器・記録などは二、三の由来記を残してほとんどが焼失した。そのとき、岡田平治が鎮火祭文を奏じた。以後、鎮火祭行事が行われるようになったという。

寛文五年の焼失によって、翌六年から七年九月にかけて神殿を再建し、翌年の三月二十八日に神迎神楽を奉納して遷宮を行ったと伝えられている。

長い歴史の中で神楽講も変遷し、現在の神楽は明治の初め社家神楽、熊谷房重氏より伝法寺神楽と同じころ伝授されたものである。寒田は城井谷の最奥部ではあるが、聚落でまとまり生活圏を構成していたので若者も多く神楽を舞うことに誇りを持っていた。神楽講についての記録の一例に「御神楽定約書」がある。

明治二十八年九月二十七日に「前約書破れ不明に付渡辺嘉一郎世話役として合議の上作成」したものである。

一、御神楽稽古右の者私為め組合員中にて稽古発起し、全員神楽稽古仕り候也に付中絶は勿論退身之無く為協議の上各項定約致候事。

第一項　稽古中退身は勿論後日中絶致さぬ事

第二項　稽古中費したる費額其他諸道具等は組合にて支払なり

第三項　稽古中たりも官私の公役其の他本人の病気或は両親の病気等にてやむを得ざる事情之ある時は組合員中協議の上、退身休身致可事

第四項　……省略……

第五項　奏楽士は心身正しく、もし悪事慾害の者は退身す。

右定約書如件

組合員（当時は神楽組と呼んでいた）

伝授を受けた創始期

神崎孫市　大嶋槌彦　大嶋慶治郎　渡辺嘉一郎

山崎壮太郎　下畑長三郎　中山亀松　大嶋丹治

宮本林蔵

次代

垣内泰四郎　渡辺繁蔵　渡辺勘兵衛　高橋作市

竹内嘉市　大嶋直次郎　下畑勝馬　神崎外一郎

鋤崎直治

昭和三年御大典祭　山霊神社奏楽士定では

一、奏楽士は氏子たる事

一、常に品行方正なる事

一、神意を常に忘る可不

奏楽士

中山礼治　吉村九市　冨野金治　神野節三

渡辺銀蔵　鋤崎利吉　高橋直　吉村正男　神崎倉蔵

奏楽士九名は新に加入し神楽を舞った人々である。

昭和五十二年福岡県無形民俗文化財指定に依り定書一部改正。定書の一部改正の内容は世襲制をなくし、多くの人に奏楽士の門戸を広げることであった。寒田神楽をもっと身近なものにしたい考えからである。

指定された当時の奏楽士

中山光雄　神崎藤雄　冨野　豊　中山清巳

大平　博　神崎豊成　高橋　光　鶴田智彦

神崎主税　古畑保幸　冨野次郎　鋤崎光治　高橋初行

以上のような神楽定約書や奏楽士の定めが、受け入れられた土地柄だけに、代々すぐれた後継者が育ち洗練された奏楽がなされた。

昭和二十五～四十年代にかけて小倉祇園に一〇年間招聘されて、御輿のお立ち寄り御旅所まで四時間ほど遷宮を御輿の前後を舞い続けたり、英彦山神宮にも一〇年続けて招聘され、寒田神楽を奉納できた。

特に湯立神楽は最後に舞庭に高く立てられた斎鉾と呼ばれる孟宗竹をよじ登り、先端の御幣を切り落とす英彦山、求菩提の修験道の影響を受けている勇壮な神楽で県指定を受けている（別頁参照）。

神楽面には古いものがある。本田安次著「神楽」の民間仮面史の基礎的研究の項に一〇面の神楽面が出ている中で、手力男命という。

桐材で内部に刻銘で「寛文四年辰霜月」とある。こうした形式・相貌の神楽面が寛文の頃にできていることを知らせていることは、近世神楽面の史料として貴重である。もうひとつの面は天鈿女命という。全体の形は能面小面だが、髪形は神楽風面である。桧材で内部に墨銘で右から縦書きで「元禄十」「月日」など六行に書かれた文字が見えると紹介されている。

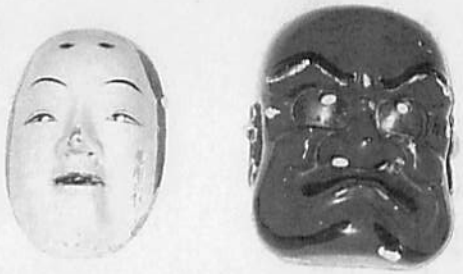

図89　寒田神楽講の面　左、天鈿女命　右、手力男命
（寛文4年辰霜月）

図90　寒田の神楽講（昭和3年5月5日撮影）
（渡辺みゆき氏提供）

現在の奏楽士は

冨野　豊　中山清巳　大平　博　冨野次郎　古畑保幸

栗田　誠　中山光則　中山辰巳　中山一夫

以下新講員

吉川　崇　越崎敏和　神崎久生　神崎和房

後継者育成練習中の学生四名なり、

神官　熊谷善伴
宮柱　大嶋勝二　　世話役　渡辺邦雄

(二)　伝法寺神楽

伝法寺岩戸神楽は岩戸見神社に所属し、氏子によって伝承されている。

明治の初めまでは社家神楽として旧築城郡の神官に伝承されていた伝統ある神楽であった。明治維新後社家神楽の維持が困難となり、岩戸見神社宮司熊谷房重氏外二・三の神官より伝授された。確たる記録がないので神楽講結成の年月は不明であるが、赤幡神楽より後に明治十年代に、伝授されたと伝えられている。

熊谷房重直伝の奏楽士（創始期）
野正多市　椎野鹿松　中村勇太　長野鶴松　鬼木敬次郎
山内敬次郎　木下貞吉　塚田乙松
次代
六田健市　鬼木伴蔵　門田正二　木下熊治　渡辺久米蔵
馬場又蔵　木下主税　山内慶治　山内　典　馬場政義

伝法寺神楽講が湯立神楽に取り組んだのは、明治二十五年である。一国一宮の祝詞・鎮火祭の祭文をあげることになった野正多市氏が書写した記録がある。

湯立は特別の大祭か、神社の新・改築などの慶事に不定期にしか行われないので、いつ・どこで舞ったかの前記録がない。

終末期の湯立神楽について福田福美氏（平成十五年八八歳）が語るには、神楽を習い始めた（小五・一一歳）大正十四年（一九二五）より湯立を舞う準備に行ったところは田川郡の猪膝白鳥神社（現田川市）袈裟丸の貴船神社、小山田の廣峯神社と、地元の岩戸見神社で舞ったのが最後となった。祝詞は野正多市、御先は渡辺久米蔵、幣方は馬場又蔵氏で、斎鉾の孟宗竹に三方の虎綱を追いつ追われつで勇壮な神楽であり、緊張した記憶がある。

新に加入した奏楽士
福田福美　船崎（木下）善之助　野正日出夫
門田房長　中　一男

であった。先輩が神楽の技を積んで優雅な舞の名人、神多郎衛門氏の指導を受けるようにということで習った。以後、若さと中堅円熟期の舞手によって、明治末期より大正期・昭和十年代まで、バランスのとれた隆盛期に各地に招かれた。中でも昭和十二年二月台湾台北神社に招聘された。

参加者
代表　熊谷房義宮司（吉富町八幡古表神社）
奏楽士
野正多市　鬼木敬次郎　六田健市　鬼木伴蔵　木下熊治
渡辺久米蔵　馬場又蔵　木下主税　馬場政義　福田福美

門田房長　中　一男

境内に仮設された神楽殿にて折居・御福の舞、手草、地割、御先、花、戸前神楽を奏楽、初めて見る珍しさもあって小中学校の生徒は一時間程度の見学者入替に列をなして見入る盛況さであり、感動した多くの人々、関係者から感謝されたそうである。

戦後の復興にともない産業構造の変化から、若者の都市流出と奏楽士の高齢化によって後継者の育成・伝承が課題となった。

図91　台湾における神楽講と応援者（昭和12年２月撮影）
（野正文弘氏提供）

昭和五十六年（一九八一）に、ふるさとの伝統芸能の継承発展に努めようと伝法寺区住民の理解と協力によって、岩戸神楽・岩戸楽伝法寺保存会が設立され、その伝承育成を支援することになった。設立の記念式典には、新調の神楽衣装や後継者育成の子ども神楽の披露が併せてあった。社家神楽の伝授より百有余年中絶することなく、長年にわたり継承発展に貢献された先人の追善神楽がまわれた。

当時の奏楽士は

馬場政義　福田福美　野正日出夫　船崎善之助　鬼木昭和
野正文弘　小野孝義　木下英次　畠山了章　福田孝徳
丸山一郎
子供神楽一期生（指導　船崎善之助・福田福美）
神崎俊和　平田幸雄　青山雅之　阿曽沼亮太　山内勝治
畑　英人　山内潤二　野正孝志

等であった。

子ども神楽の技芸の上達は著しく、講全体の活性化につながり、各地に招かれ活躍した。その後も小中学生の後継者の育成に努める（二・三期）が、高校卒業後進学・就職に、ふるさとを離れる現状が続いている。町指定無形民俗文化財（二号）

現在の奏楽士

福田福美　船崎善之助　鬼木昭和　野正文弘　川原博司
小野和巳　畠山了章　福田孝徳　丸山一郎　中村俊介

山内潤二　福田辰徳
子ども神楽　小中高生八名（四期生）活動中

㈣　櫟原神楽

櫟原地区は城井川の上流に位置する五〇戸足らずの集落である。昔より伝法寺に鎮座する旧郷社岩戸見神社の神幸祭は氏子集落間で五年に一度の持ち回りになっていた。

櫟原地区が当番となっていた前年の昭和二十九年（一九五四）、中山三郎氏が「御先」の衣装を、中山正則氏が自作の「神楽面四面」を町内会に寄付したことがきっかけで、櫟原も神楽を始めてはとの話が持ち上がった。

当時、要一利・岩本清の両氏が以前、扇谷（現犀川町）で神楽を舞っていたとのことで相談の結果、神楽を興すこととなった。当時はバイクさえ持った人も無く、歩いて険しい鉾立峠を越しては、扇谷神楽講の人たちに伝授して頂いた。雨降りには弁当を持って稽古に行ったこともあった。

初めは二〇数名が習っていたが、一人減り、二人減りして、最後は一〇名となり秋祭りの昭和二十九年十月十二日に初舞台を踏むことができた。

伝授を受けた創始期

塚本孫市　三三歳　要　一利　三三歳　岩本　清　二七歳
中嶋砂夫　三二歳　要　与五郎　二七歳　中山　実　二五歳
要　博文　二三歳　古寺吉延　二一歳　中塚貞之　二〇歳
楢崎正孝　二〇歳
中嶋　進　四一歳　昭和三十年入講
谷中正美　一九歳　昭和三十年入講

初めは衣装を借りてきて舞う有様であったが、一枚ずつ買い加えていった。後継者育成も昭和四十年より小学生にも教えるようになった。子どもが神楽を習うことにより、礼儀も正しくなったと、当時父母から喜ばれたこともある。

若い神楽講であるが故に努力して熱心に舞うので、各地の祭礼やイベントに招かれる機会も広がりをみせている。しかし、農村の過疎化・小子化現象の中、課題も多いが、力をあわせて神楽を守っていきたい（古寺吉延氏談）。

図92　櫟原神楽の面
（左、大王〈ふとだま〉　右、御先）

伝授された扇谷神楽のルーツは上伊良原・下伊良原と同じ赤幡神楽の系統である。明治の中頃、扇谷の荒巻三郎・荒巻亀松両氏が上伊良原の指導を受け扇谷神楽社を興した。

上伊良原の神楽は明治二十年頃築城町松丸の中川應吉氏（赤幡系神楽の源流を築いたとされる社家神楽岩戸見神社宮司熊谷房重氏の直弟子）の指導の下、進三治氏を中心とする有志によって神楽講が組織され、産土神である高木神社の神幸祭をはじめ各地の神楽の奉納が行われた。進三治氏は舞や奏楽はもちろん、神楽に関わることには万能で、赤幡系神楽のすぐれた後継者であった。彼の伝授による近隣の神楽講は多い。

櫟原神楽は、上伊良原・扇谷神楽を経て城井谷へ、いわば里帰りである。従って式神楽の一二演目と特殊神楽で伝承されている六演目など、百有余年を経過しながらも、神楽の託・舞技など大同小異で伝統ある赤幡系神楽を伝承している。町指定無形民俗文化財（三号）

現在の奏楽士（平成十六年一月）

古寿吉延　中塚貞行　谷中正美　谷口節生　中嶋澄広
岩本清秋　中嶋春樹　中山芳之　彦面泰典　中山光則
深瀬直樹　中　嵩行　深瀬大介　中山正義
高校生以下五名　後継者練習中

㈤　松丸神楽

松丸神楽は築城町内にある各神楽講とおうよそ起源を同じくするようである。明治の初め社家の廃止に伴い、これを惜しんだ伝法寺の岩戸見神社宮司他二、三の社家が協力して民間人に習得させた。特に熊谷房重氏が熱心に神楽を伝授した。このうち赤幡には神多郎衛門、松丸には中川應吉という優れた継承者が出て各地へ伝承して行った。松丸は神楽講が十分育っていない早い時期に廃絶されたと思われる。神楽には情熱を持つ中川氏は上伊良原及び扇谷（明治二十九年）下伊良原（同三十二年）長期間にわたり出かけ伝授した。上伊良原の進三治は特に熱心な後継者としてその後、横瀬・藏持・帆柱（現犀川町）下正路（現行橋市）国作（現豊津町）へと伝授していった。現在松丸に残されているのは、松丸神楽、「地割」の託のみである。

第二節　楽（楽打ち）

古代より稲をつくる最大の行事は田植であった。田植に田の神を勧請（かんじょう）（神を呼ぶこと）し、苗を依代（よりしろ）として、大地に植えて豊作を祈願する祭は各地に見られるが、この田植神事を囃（はや）すのが「田楽（でんがく）」である。早乙女（さおとめ）が苗を植えたあとで、太鼓を胸に抱き華やかに踊る姿は、古い絵巻物等に残っている。この神降しの神事の田楽が祭礼の御輿（みこし）の行列につくようになり風流（ふりゅう）化して、全国的には「風流」と呼

2006.07.24
福岡県教育庁文化財保護課蔵書
48494

築城町誌　下巻

自然、現在の築城町、民俗、神社・寺院・堂祠・石造物、
特論　鎮西宇都宮氏・城井氏の歴史

平成十八年（二〇〇六）一月九日発行

発　行　築　城　町
福岡県築上郡築城町大字築城一九七九番地一
電話〇九三〇（五一）三三一八

編　集　築城町誌編纂委員会

印刷所　株式会社西日本新聞印刷
福岡市博多区吉塚八丁目二番十五号
電話〇九二（六一一）四四三一（代）

製本所　篠原製本株式会社